

告 示

埼玉県告示第百六号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年二月七日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字生川八五一二番、八五一三番、八五一六番から八五二六番まで、八五三七番、八五三八番一、八五三八番四、八五三九番から八五四二番まで、八五四五番、八五四六番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字生川八五一二番・八五一三番・八五一七番から八五二六番まで・八五三八番一・八五四〇番・八五六六番（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 口 立木の伐採の限度並びに植栽の方針・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)